

仕事と両立 理解乏しく

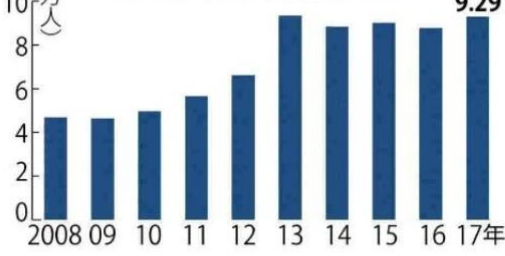
「もう仕事を辞めるしかない」と思っている。ほかに選択肢がない」

府東部の自宅で両親の介護を続けている会社員の男性(57)が、つぶやいた。介護休業制度◎を利用するなどし、昨年末から府南部にある会社を休んでおり、8月上旬には休業期間が終わる。だが、延長は難しく、両親を預けられる施設も見つからない。

86歳と84歳の父母は脳血管性認知症。4～5年前に相次いで発症した。昔の記憶はあるが、新しいことはほとんど

介護・看護を理由とした離職者

※厚生労働省の雇用動向調査による



近くの公園を散歩する男性(右)と両親(府内で)



◎介護休業制度 介護が必要な家族1人につき、通算93日まで仕事を休める制度。2017年に施行された改正育児・介護休業法で3回まで分割取得が可能となった。休業中は賃金の67%が介護休業給付金として支払われる。これとは別に年5日の介護休暇も取得できる。

介護離職

覚えられない。男性は、2人が2年前に要介護認定を受けた後も、ホームヘルパーを頼んで働き続けた。やがて仕事でもしばしばヘルパーやケアマネジャーからの電話対応などに追われるように。通勤に往復4時間かかり、昨春には心労などで体調を崩して約2週間入院した。

「限界だった」。社内で介護休業を取得したのは初めてだったという。半年ほどの休業で、両親の体が元気な父は1人で車に乗り、趣味のゴルフやサウナに出かけようとする。人身事故を起こしたこともあり、男性が代行して免許を返納させたが、それも覚えていない。母は鍋を火にかけてことを忘れ、火事を起こしそうになった。

受け入れてくれるような施設は見当たらない。とはいえ、だまし討ちのように入所させたくもない。介護保険でヘルパーを頼めるのは、1日1時間半程度。両親は妻を受け入れず、妻に介護を委ねるのは難しい。育児に忙しい30歳代の長男夫婦にも迷惑をかけられない。会社は「なぜ、施設が見つからないのか」といぶかしがるばかりだ。

「もう働きながら介護を続ける自信はない」。次男はまだ中学3年。両親の医療費も今後、ますますかさむ。65歳の年金支給開始までどう乗り切ればいいのか。「自分にこんな日が来るなんて思いもしなかった」

厚生労働省の雇用動向調査では、2017年に「介護・看護」を理由に仕事を辞めた人は、9万2900人を超える。この10年間で2倍に増え、近年は9万人程度で推移している。

「介護への社会の理解が低すぎる」と両親を介護する男性は嘆いた。川内氏は「介護しながら働き続けられることが理想。それが一番の親孝行であり、企業の利益にもなるという認識を社会全体で共有していく必要がある」と強調する。

国は介護離職「ゼロ」を掲げ、介護休業を取得しやすく

し、休業中の給付金を増やしてきたものの、改善の兆しは見えない。総務省によると、働きながら介護する人は約350万人と年々増えている。一方で、介護休業を取得した人は1%程度にとどまる。介護離職の防止に取り組むNPO法人「となりのかい」の川内潤代表理事は「多くの企業で従業員が早めに相談できる態勢が整っていない」としたうえで、「家族だけで介護しようとする、離職につながりやすい。国などが主導し、職場事情を理解して介護のあり方を助言できる『産業ケアマネジャー』の育成などを進めるべきだ」と指摘する。

(富野洋平)